

静岡県告示第837号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成28年8月30日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

徳倉三丁目中村A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
三島市		徳倉四丁目		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域
				道 1号
				593-1 2号
				591 3号
				590 4号
				590 5号
				590 6号
				598-1、599、600-1 7号
				、600-2
				徳倉 593-1-2 8号
593-1-2 9号				